

経営事項審査を受審される皆様へ

島根県土木部土木総務課

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大している状況を受け、当面の間、対面による審査を行わず書類の郵送による審査といたしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 申込方法について

申込書を管轄の県土整備事務所へご持参ください。

2. 書類の郵送による審査（提出書類）について

別紙1に記載の書類並びに受付受理通知返信用葉書を同封し、郵送ください。記載方法や確認資料は、対面による審査時と変更ありません。また、審査中問い合わせをさせていただくことがありますので、提出した資料の控えを保管しておいてください。

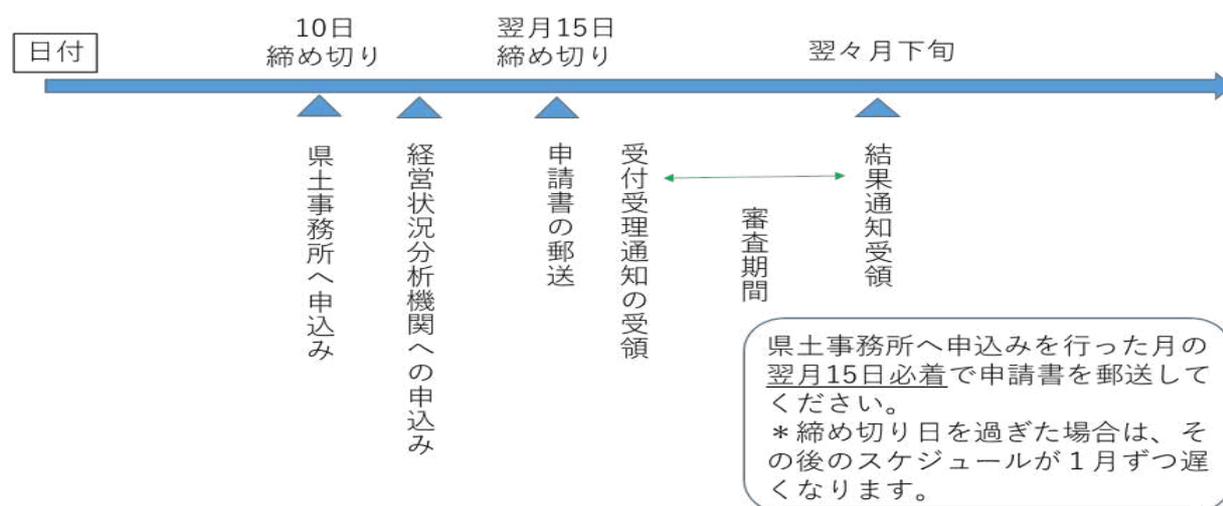
* 受付受理通知返信用葉書は申請書及び確認資料が届き次第受付印を押印し返送いたします。

既に県土受付済みの方については、日程通知葉書を代用しますので、受付受理通知返信用葉書は必要ありません

* 申請書の副本以外の資料は返却いたしません。提出いただいた確認資料は結果通知後、一定期間の後、廃棄いたします。

* 別紙1記載の提出書類の内、確認資料については写しの提出をお願いいたします。

3. 申込から結果通知までの流れについて



4. 郵送方法

封筒の表面に“経営事項審査書類在中”と記載してください。また、一般書留郵便等記録の残る方法にて、送付をお願いいたします。

* 参考：別紙の宛名ラベルを印刷してご利用ください。

○送付先○

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県庁土木部土木総務課建設産業対策室